

## 介護保険サービス事業所指定に係る市町村協議について

### 1. 経過

平成31年度第1回介護保険運営協議会（令和元年5月28日）にて審議

↓

令和元年7月 福岡県介護保険課と古賀市介護支援課で事前協議

↓

令和元年8月 福岡県介護保険課より厚生労働省老健局振興課へ照会  
照会の結果、老健局と福岡県の見解に相違があり協議続行となる。

↓

令和元年12月 福岡県介護保険課より「古賀市の希望する条件に疑義がある」との見解

↓

令和2年1月 福岡県介護保険課より疑義内容の提示

↓

令和2年1月 古賀市介護支援課より福岡県へ回答

### 2. 福岡県介護保険課の疑義

- 通所介護事業の定員抑制が、定期巡回等の見込量の確保につながるというのは、どのような考えによるものか。
- 総合事業の条件付けが通所介護事業の定員抑制につながるというのは、どのような考えによるものか
- 良質な介護サービスの確保・サービスの質の向上を阻害しないか。条件設定による総量規制は新規参入事業所を抑制することから、競争原理が働かなくなることについてどう考えるか。

### 3. 今後の流れ

- 福岡県の疑義に対し、古賀市の見解を伝えており、理解していただけるよう協議をすすめている。
- 当初は、令和2年度より事業所指定の条件付加を開始することで検討していたが、福岡県との協議ができていない状況であり、条件付加についてのスケジュールは未確定の状態。
- しかしながら、通所介護事業費は上昇傾向にあり、さらに令和2年度に新規事業所の開設が予定されている状況でさらなる介護給付費の増大が懸念される。
- このことから、新規開設事業所及び古賀市の通所介護事業所には、第1号通所事業の指定について積極的に検討してもらえるように働きかけていきつつ、引き続き、福岡県介護保険課へ、市町村協議の実施を依頼していく。